平成２７年（フ）第２０２号
和歌山市毛見1087番地13
債務者　イ　カデック　スディアドニャナこと
Ｉ　ＫＡＤＥＫ　ＳＵＤＩＡＤＮＹＡＮＡ
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
群馬県高崎市下里見町504番地10
債務者　武井　　悟
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井　友之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６８号
福島市東中央２丁目50番地
債務者　渡辺　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１５５号
山梨県甲府市上石田２丁目22番19号、住民票上の住所山梨県笛吹市春日居町下岩下522番地
債務者　仁科　勝一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　文和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１　１－126
債務者　中畠　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
熊本市東区下南部１丁目４番53号
債務者　今村　浩美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
山梨県北杜市明野町上手5028番地
債務者　伊藤　吉信
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目21番６号
債務者　坂本　敏雄
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市御国野町国分寺578番地２　サンシティー長野201号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町深志野65番地１
債務者　岩崎とみ枝（旧姓薬師）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１０号
熊本市北区下硯川町2092番地１　メモリーハイツＡ棟102号、前住所熊本市西区春日７丁目19番12号　インフィニティ130Ｅ415
債務者　丸谷　公昭
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７５号
高知県香美市土佐山田町東川1698番地
債務者　比与森世子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０５号
愛知県岡崎市伊賀新町17番地７　シャトレーヌ葵103、前住所愛知県岡崎市伊賀新町34番地41　タウニーＫＡＴＯⅢ　203
債務者　伊﨑　　仁
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
奈良県御所市413番地の５
債務者　金石順子こと　金　　順子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
奈良県橿原市土橋町193番地の４　グリーンピアⅡ　307号
債務者　三田　明子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3976番地９
債務者　村田　正行
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
神奈川県座間市入谷５丁目6465番地
債務者　内田　孝次
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２１６号
相模原市南区磯部1190番地１　ヴィラ・エクセレント201
債務者　小川　裕史
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部